

○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成二年七月十三日
福岡県条例第二十号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例をここに公布する。
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

- 目次
- 第一章 総則(第一条—第五条)
 - 第二章 紛争の予防に係る手続等
 - 第一節 環境調査書の周知(第六条—第十一条)
 - 第二節 環境調査書に対する意見の調整(第十二条—第十六条)
 - 第三節 調査計画届等の変更又は計画の廃止(第十七条・第十八条)
 - 第三章 紛争のあっせん(第十九条—第二十一条)
 - 第四章 雑則(第二十二條—第二十八條)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に際し、設置者と周辺住民との間に紛争が生じている現状にかんがみ、産業廃棄物処理施設の設置が周辺の環境に及ぼす影響の調査及びこれに対する周辺住民の環境保全上の意見を求めるための手続その他意見の調整及びあっせんに関し必要な事項を定めることにより、設置者の適正な施設設置計画の決定に資するとともに、紛争の予防及び公正な処理を図ることを目的とする。
(平七条例四七・全改)
- (定義)
- 第二条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 2 この条例において「産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物を処理するための施設で別表に掲げるものをいう。
- 3 この条例において「産業廃棄物処理施設の設置」とは、産業廃棄物処理施設を新たに設置し、又は規則で定める規模の変更をすることをいう。
- 4 この条例において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設の設置に伴い周辺住民と設置者との間に生じる環境の保全及び土地の利用方法に関する争いであって、知事のあっせんに要するものをいう。
- 5 この条例において「設置者」とは、産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- 6 この条例において「指定地域」とは、産業廃棄物処理施設を設置する場所の周辺の地域であって、第七条第二項の規定により知事が定めた地域をいう。
- 7 この条例において「周辺住民」とは、指定地域内に住所を有する者、指定地域内で農業、林業、漁業等に従事する者その他規則で定める者をいう。
- 8 この条例において「関係市町村の長」とは、指定地域を管轄する市町村の長をいう。
(平四条例三八・平七条例四七・一部改正)
- (県の責務)
- 第三条 県は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に環境の保全に配慮するよう指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう努めるものとする。
(平七条例四七・全改)
- (市町村の責務)
- 第四条 市町村は、紛争の予防及び調整に関して県が行う施策に協力するとともに、その地域における環境の保全を図るため、自らも紛争の予防及び調整に努めるものとする。
(平七条例四七・一部改正)
- (設置者及び周辺住民の責務)
- 第五条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画の策定に当たっては、この条例に定める手続を遵守するよう努めるとともに、周辺の環境が適正に保全されるよう必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。
- 2 設置者及び周辺住民は、相互の立場を尊重し、紛争を自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して県及び市町村が行う施策に協力するよう努めなければならない。
(平七条例四七・全改)
- 第二章 紛争の予防に係る手続等
 - 第一節 環境調査書の周知
- (平七条例四七・改称)
- (調査計画届の提出等)
- 第六条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置計画を策定するときは、次に掲げる事項を記載した調査計画届を知事に提出しなければならない。
- 一 設置者の氏名又は名称及び住所
 - 二 施設の概要
 - 三 設置場所
 - 四 次条に規定する調査の概要
- 2 知事は、前項の規定による調査計画届の提出があった場合において、必要があると認めるときは、その定める調査の指針(以下「調査指針」という。)に基づき、設置者に対して、調査の項目及び方法について指導するものとする。
(平七条例四七・全改、平二六条例一五・一部改正)
- (環境調査書の提出)
- 第六条の二 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置が周辺の環境に及ぼす影響について、調査指針及び前条第二項の規定による知事の指導の内容及び速やかに、必要な調査を行った上で、規則で定める事項を記載した調査書(以下「環境調査書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
(平二六条例一五・追加)

(指定地域)

- 第七条 知事は、前条の規定による環境調査書の提出があったときは、規則で定める地域指定基準に基づき、周知を図る必要のある市町村の長に環境調査書の写しを送付するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により環境調査書の写しを送付した市町村の長の意見を聴いた上、環境調査書に係る指定地域を定めなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により指定地域を定めたときは、速やかに、その旨を設置者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(平七条例四七・平二六条例一五・一部改正)

(公告及び縦覧)

- 第八条 知事は、前条第三項の規定による通知をしたときは、速やかに、環境調査書の提出があった旨、指定地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を公告し、環境調査書を公告の日から三十日間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事は、あらかじめ、公告する内容を設置者に通知するものとする。
- 3 設置者は、前項の通知を受けたときは、周辺住民に対し、印刷物の配布その他規則で定める方法により、環境調査書を作成した旨、第一項の縦覧の場所その他規則で定める事項について周知に努めなければならない。

(平七条例四七・平二六条例一五・一部改正)

第九条 削除

(平七条例四七)

(説明会の開催等)

- 第十条 設置者は、第八条第一項の縦覧期間内に、規則で定めるところにより、指定地域内において環境調査書の説明会を開催しなければならない。この場合において、指定地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、指定地域以外の地域において開催することができる。
- 2 設置者は、前項の説明会を開催する場合には、説明会開催日の十日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、あらかじめ周辺住民に周知するとともに、知事及び関係市町村の長にその旨を報告しなければならない。
- 3 知事は、設置者が第一項の説明会を正当な理由がなく開催しないときは、当該設置者に対し、期限を付して、説明会を開催するよう求めるものとする。この場合において、知事は、第八条第一項の縦覧期間内に説明会を開催することが困難であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該縦覧期間を経過した後であっても説明会を開催するよう求めることができる。
- 4 第一項の説明会及び前項の規定により知事が開催するよう求めた説明会は、開催することができない正当な理由がある場合は、開催することを要しない。この場合において、設置者は、説明会を開催しなかった理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、第一項の説明会及び第三項の規定により知事が開催するよう求めた説明会が開催されるときは、その職員をこれに立ち合わせることができる。

(平七条例四七・平二六条例一五・一部改正)

(実施状況の報告書の提出)

- 第十一条 知事は、必要があると認めるときは、設置者に対し、前条の規定により行った説明会の内容について報告を求めることができる。

(平七条例四七・全改)

第二節 環境調査書に対する意見の調整

(平七条例四七・改称)

(意見書の提出等)

- 第十二条 環境調査書について環境の保全上の見地からの意見を有する者は、第八条第一項の規定による公告の日から起算して四十五日を経過する日(同項の規定による縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して十五日を経過する日)までに、規則で定めるところにより、意見書を知事に提出することができる。
- 2 知事は、前項の意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書面(以下「意見書等」という。)を設置者及び関係市町村の長に送付するものとする。

(平七条例四七・平二六条例一五・一部改正)

(見解書の提出等)

- 第十三条 設置者は、意見書等の送付を受けたときは、遅滞なく、意見書等に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 設置者は、前項の規定による見解書の提出後、規則で定めるところにより、周辺住民に対し、見解書について、説明会の開催、見解書の配布その他の方法により、周知に努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による見解書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村の長に送付し、六十日を超えない期間を定めて、環境の保全上の意見を聴かななければならない。

(平七条例四七・平二六条例一五・一部改正)

(意見の調整)

- 第十四条 知事は、第十二条第一項の意見並びに前条の見解書及び関係市町村の長の意見に十分配慮し、環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、設置者及び周辺住民双方の意見の調整を行うものとする。
- 2 知事は、前項の意見の調整を行うときは、必要に応じて福岡県産業廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(平七条例四七・一部改正)

(環境の保全に関する協定の締結)

- 第十五条 知事は、周辺住民又は関係市町村の長が産業廃棄物処理施設の設置に関し、設置者との間において、環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うものとする。

(平七条例四七・一部改正)

第十六条 削除

(平七条例四七)

第三節 調査計画届等の変更又は計画の廃止

(平七条例四七・改称)

(調査計画届等の変更の届出等)

第十七条 設置者は、調査計画届又は環境調査書についてその記載事項の内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による環境調査書の変更の届出があったときは、関係市町村の長にその内容を通知するものとする。

3 設置者は、第一項の規定による届出をした場合、知事が指示するところに従い、第六条から前条までの規定の例により必要な手続を行うものとする。ただし、規則で定める変更にあつては、この限りではない。

(平七条例四七・一部改正)

(産業廃棄物処理施設設置計画の廃止の届出等)

第十八条 調査計画届を提出した設置者は、当該調査計画届に係る産業廃棄物処理施設の設置をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出が、環境調査書の提出後になされた場合には、知事は、第七条第一項の規定により当該環境調査書を送付した市町村の長にその旨を通知するものとする。

(平七条例四七・全改)

第三章 紛争のあつせん

(あつせん)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合、設置者及び周辺住民(以下「当事者」という。)の双方又は一方は、知事に対し、あつせんの申請をすることができる。

一 第十条に規定する説明会が開催された場合において、第十二条の規定による意見書が提出されないとき。

二 第十三条第二項に規定する見解書の周知が行われた場合において、第十五条に規定する協定が締結されないとき。

2 知事は、前項の申請があった場合において、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者の申請であるときその他その性質上あつせんをするのに適当でないと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3 知事は、あつせんを行うことを決定したときは、関係市町村の長に協力を求めるものとする。

4 知事は、関係市町村の長と協力して、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。この場合において、知事は、あらかじめ、福岡県産業廃棄物審議会の意見を聴かなければならない。

(平七条例四七・一部改正)

(あつせんの打ち切り)

第二十条 知事は、あつせんに係る紛争について、当事者があつせんに応じないときその他紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

2 知事は、前項の規定によりあつせんを打ち切るに当たっては、関係市町村の長の意見を求めるものとする。

3 知事は、あつせんを打ち切ったときは、その旨を当事者及び関係市町村の長に通知しなければならない。

(平七条例四七・一部改正)

(規則への委任)

第二十一条 この章に規定するもののほか、あつせんの申請の手続その他あつせんに関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第二十二条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第二十三条 知事は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第六条の二の規定による環境調査書の提出をせず、又は虚偽の環境調査書の提出をしたとき。

二 第十条第三項の規定により知事が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。

三 第十三条第一項の規定による見解書の提出をしないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(平七条例四七・平二六条例一五・一部改正)

(調査計画届の失効)

第二十三条の二 第六条の二の規定による環境調査書の提出をしない設置者に対して前条第一項の規定による勧告がされた場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その勧告に係る調査計画届は、その効力を失う。

(平二六条例一五・追加)

(福岡県産業廃棄物審議会)

第二十四条 県に、福岡県産業廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 第十四条第二項及び第十九条第四項の規定により知事がその意見を求めたものについて調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。

三 産業廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(国等に関する特例)

第二十五条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が産業廃棄物処理施設の設置をしようとするときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る第二章の紛争の予防に係る手続等については、この条例の規定にかかわらず、知事と国等との協議により行うものとする。
(適用除外)

第二十六条 次に掲げる産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は、適用しない。
一 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき知事の許可を受けて設置する産業廃棄物処理施設
二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又は牽けん引される産業廃棄物処理施設
三 災害、老朽化に伴う解体等により産業廃棄物処理施設が滅失し、滅失前と同一の場所に設置する産業廃棄物処理施設(滅失前の規模以下のものであって、滅失前と同等以上の環境保全上の措置が講ぜられていると認められるものに限る。)
四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全上支障がないと認められる産業廃棄物処理施設であつて、規則で定めるもの
(平七条例四七・一部改正)

第二十七条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の規定に基づき保健所を設置する市の区域内に設置される産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は、適用しない。
(平六条例二四・一部改正)
(規則への委任)

第二十八条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成二年規則第四五号で平成三年一月一日から施行)

附 則(平成四年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第四七号)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第六条の規定により提出された事業計画書及び当該事業計画書について執られた手続は、改正後の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第六条に規定する環境調査書及び当該環境調査書について執られた手続とみなす。

附 則(平成一三年条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

別表(第二条関係)

(平四条例四五・平一三条例二九・一部改正)

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)第七条各号に規定する産業廃棄物の処理施設

二 政令第二条第四号又は第十号に規定する産業廃棄物の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十トンを超えるもの

三 政令第二条第四号又は第十号に規定する産業廃棄物の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十トン(天日乾燥施設にあつては、百トン)を超えるもの

四 政令第二条第七号に規定する産業廃棄物の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める産業廃棄物の処理施設